

2008 年度秋季研究集会
「憲法と平和」分科会

2008 年 11 月 22 日、於・名古屋学院大学

テーマ：自衛隊イラク派兵差止等請求事件・名古屋高裁判決について

司会：君島東彦（立命館大学）

報告：小林武（愛知大学）「判決の違憲論・平和的生存権論の意義」

報告：池住義憲（自衛隊イラク派兵差止訴訟の会）「われわれはいかにして判決を勝ち取ったか」

討論：飯島滋明（名古屋学院大学）

戦後日本では、日本国憲法の平和主義（前文の平和的生存権＋9条）に基づく法体系と日米安保条約に基づく法体系の「2つの法体系」が相互に矛盾・対立しつつ並存してきた。そして、憲法の平和主義の側から駐留米軍および自衛隊の存在・活動の違憲性を争う数多くの訴訟が提起された。1950年代に駐留米軍の違憲性を争った砂川事件、1960年代70年代に自衛隊の存在の違憲性を争った恵庭事件、長沼事件、百里事件等は、9条2項違反を争った「2項訴訟」であった。それに対して、1990年代以降の湾岸戦争支出・掃海艇派遣訴訟（「市民平和訴訟」）、PKO訴訟等は、9条1項違反を争った「1項訴訟」であった。恵庭、長沼、百里事件の当事者が自衛隊の演習場や基地の存在によって生活を脅かされる「農民」であったのに対し、1990年代以降の「1項訴訟」の原告は、自衛隊の活動によって戦争に加担することに耐えられないと感じる「市民」であることは特徴的である。

2003年、イラク特措法に基づいて、自衛隊がイラクに派兵されると、これを憲法の平和主義（平和的生存権＋武力行使の禁止）の観点から容認できないと考えた市民数千人が、自衛隊イラク派兵の違憲確認、派兵差止、損害賠償を求めて、全国で11の地方裁判所に訴えを提起した（「イラク平和訴訟」）。名古屋地裁で敗訴し、名古屋高裁に控訴された事件において、名古屋高裁は、最終的に控訴を棄却しつつも（市民側敗訴）、判決理由の中で、航空自衛隊の空輸活動は武力行使にあたり、イラク特措法2条2項、同条3項、さらに憲法9条1項に違反するという判断を示した。また、判決は、原告市民らの訴えの根拠である憲法前文の平和的生存権は裁判において救済可能な具体的権利であるとも認めた（本件ではそれが侵害されたとまではいえないので控訴が棄却された）。この2008年4月17日の名古屋高裁判決は、控訴人・市民側の敗訴、被控訴人・国の勝訴であるため、国からは上告できず、市民側控訴人が上告しなかったため、確定した。憲法9条違反という裁判所の判断が確定したのは、違憲審査史上初めてである。市民側敗訴にもかかわらず、9条違反の判断、平和的生存権の具体的権利性の承認を含んでいる点で、この判決は平和主義をめぐる憲法訴訟の大きな成果というべきものである。

そこで「憲法と平和」分科会では、「イラク平和訴訟」の名古屋における原告のひとりであり、また自衛隊イラク派兵差止訴訟の会の代表として、名古屋高裁判決を勝ち取る原動力であった池住義憲氏と、名古屋訴訟で憲法学者の立場から裁判所に意見書を提出した小林武氏に、名古屋高裁判決の意義とこの判決を勝ち取った市民運動の特徴について報告してもらった。

池住氏の報告は、3000人を超える市民が原告になった「イラク平和訴訟」の平和運動、社会運動としての特徴を明らかにするものであった。これまで日本の平和運動、憲法訴訟は労働組合などの組織的支えによってつくられるものが少なくなかったが、「イラク平和訴訟」はひとりひとりの市民個人を基礎としてつくられる自発的で平等なアソシエーションの性格を持つもので、日本における平和運動、社会運動にとって示唆的であると思われる。今回、違憲判決を獲得できた背景には、個人を尊重し、配慮深く、粘り強い地道な運動があったことがよくわかった。この運動は市民個人の法的権利の実現を重視するものであって、決して政治主義的でなかったことが印象深い。池住氏は最後に「違憲判決を勝ち取ることができた第1の要因は何だとおもうか」と尋ねた。池住氏の答えは「国を訴えた原告がいたからだ」というものであった。筆者もまったく同感である。

小林武氏は平和的生存権論に関する第一人者であり、1990年代の「市民平和訴訟」、そして今回の「イラク平和訴訟」において、裁判所に鑑定意見書を提出している。端的に言えば、池住氏と小林氏の2人が名古屋高裁判決を勝ち取る原動力だったのである。小林氏の意見書を通じて、深瀬忠一氏をはじめとする日本の憲法学の理論的到達点が名古屋高裁判決に流れ込んでいるというべきであろう。小林氏の報告は、名古屋高裁判決を平和主義をめぐる憲法訴訟の歴史の中の的確に位置づけて、その意義を明確に指摘するものであった。この判決——「青山判決」

—を政治的センスのよい判決と見る向きがあるが、小林氏は「政治に右顧左眄しない法的判断に徹した裁判官」の誠実さを高く評価している。小林氏によればこの判決をもたらしたのは、「憲法を守る永年にわたる民衆運動の努力、原告の団結、弁護団の力量、学者の協力、そして裁判官に人を得たこと。全国の人々の努力が名古屋で結実。憲法裁判運動の成果と政治の舞台での主権者としての活動との結合」であるという。

2人の報告に続いて、飯島滋明氏が討論者として、現在の日米同盟の問題点、自衛隊に対する文民統制の危機、憲法適合的な国際貢献のあり方について問題提起をされた。その後、報告者と分科会参加者との間で活発な意見交換がなされた。

(君島東彦)